

## 配偶者特別控除額

配偶者の年間所得38万円以下（パートなどの場合の年間収入103万円以下）の場合は、配偶者控除は受けられますが、配偶者特別控除は受けられません。

| 配偶者の年間所得（パートなどの場合の年間収入） |                         | 所得税  | 町県民税 |
|-------------------------|-------------------------|------|------|
| 380,001～399,999         | (1,030,001～1,049,999) 円 | 38万円 | 33万円 |
| 400,000～449,999         | (1,050,000～1,099,999) 円 | 36万円 | 33万円 |
| 450,000～499,999         | (1,100,000～1,149,999) 円 | 31万円 | 31万円 |
| 500,000～549,999         | (1,150,000～1,199,999) 円 | 26万円 | 26万円 |
| 550,000～599,999         | (1,200,000～1,249,999) 円 | 21万円 | 21万円 |
| 600,000～649,999         | (1,250,000～1,299,999) 円 | 16万円 | 16万円 |
| 650,000～699,999         | (1,300,000～1,349,999) 円 | 11万円 | 11万円 |
| 700,000～749,999         | (1,350,000～1,399,999) 円 | 6万円  | 6万円  |
| 750,000～759,999         | (1,400,000～1,409,999) 円 | 3万円  | 3万円  |
| 760,000以上               | (1,410,000以上) 円         | 0万円  | 0万円  |

## 税務署からのお知らせ

### 税務署での確定申告相談

下記の日程で松山税務署でも確定申告を行います。どなたでも、お気軽にご利用ください。また、松山税務署では、還付を受けるための申告は、1月から受付けています。

**場所** 松山税務署  
(松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎)

**期間** 所得税 2月16日(月)～3月16日(月)  
贈与税 2月2日(月)～3月16日(月)  
消費税・地方消費税 3月31日(火)まで  
※ 土・日曜日、祝日を除きますが、2月22日(日)、3月1日(日)は実施します。

**相談時間** 9時～17時

**相談内容** 所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告書類などの作成

**持参するもの**  
p.11「申告時に持参するもの」参照

### 振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税方法に、振替納税の制度があります。

うっかり納期限を忘れることもなく、大変便利です。ぜひご利用下さい。

新たに振替納税を希望される場合は、税務署か預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

### にせ税理士にご用心

税務相談は、税理士や税理士法人でなければできないことが、法律で規定されています。にせ税理士には、くれぐれもご注意ください。

### さらに便利で使いやすく！ イータックス

自宅や事務所などから、申告や納税ができる便利なサービスです。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをそのまま取り込み、電子申告することができます。

e-Taxをつかえば ①最高5,000円の税額控除（平成20年分申告で終了。平成19年分で本控除の適用を受けた方は対象外）②添付書類が省略できる③還付金がスピーディーと、大変便利になっています。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

問 松山税務署 ☎941-9121